

女性に対する暴力の根絶のための今後の検討課題（案）

1. 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- 配偶者暴力防止法に基づく施策の取組状況の確認と検証
相談・支援体制の充実（相談窓口一本化、相談員の養成、子どもの心理的ケアの実施など）、官官・官民連携、広域連携、自立支援、二次被害防止、加害者更生、外国人や障害のある被害者への支援、交際相手からの暴力被害者への支援など

2. 性犯罪への対策の推進

- 被害を相談しづらい原因究明とそれに基づく啓発、体制づくり
- 相談・支援体制の充実（相談員・支援員の養成、二次被害防止、支援機関の連携、中長期的フォローアップなど）
- 性犯罪に関する捜査や公判の在り方、加害者の矯正と再犯防止
- 教育・研究・医療・社会福祉施設・スポーツ分野における指導的立場の者等による性犯罪等の発生の防止
- 強姦罪の見直しなど性犯罪に関する罰則の在り方

3. 男性等への対応

- 男性被害者、男性加害者への対応を含めた男性相談の在り方、加害者更生
- 男性に対する意識啓発
- 若年層を対象とした予防啓発

（参考）

「第2次犯罪被害者等基本計画」に基づき、

○カウンセリング等心理療法の公費負担について、以下の検討会において検討が進められている。

「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」

（座長 小西聖子 武蔵野大学人間関係学部教授）

○ワンストップ支援センターの設置促進について、内閣府（犯罪被害者等施策推進室）における「ワンストップ支援センターの開設・運営の手引（仮称）」の作成、厚生労働省における医療機関への啓発などの取組が行われる。

「女性に対する暴力に関する専門調査会」スケジュール（想定）

9月～1月頃：有識者、委員からヒアリング、意見交換

9月頃○女性に対する暴力の根絶に向けた国際的な動向（国連立法ガイドなど）

○被害を相談しづらい原因究明とそれに基づく啓発、体制づくり

10月頃○教育・研究・医療・社会福祉施設・スポーツ分野における指導的立場の

者等による性犯罪等の発生の防止のための取組

○性犯罪被害者に対する相談・支援体制の充実

11月頃○性犯罪に関する捜査や公判の在り方

○性犯罪加害者の矯正と再犯防止

12月頃○強姦罪の見直しなど性犯罪に関する罰則の在り方

1月頃※必要に応じて更なるヒアリング、意見交換

2月 課題の整理

3月 関係省庁ヒアリング

3月～5月頃 「課題と対策」について意見交換（3～4回程度）

6月頃 「課題と対策」取りまとめ